

# 瀬戸内市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2022

令和4年3月策定

## 1 目的

本市では、令和3年3月に瀬戸内市耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における耐震化率の目標値を95%とした。この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、瀬戸内市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは瀬戸内市耐震改修促進計画第5章1に基づき策定する。

## 3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、瀬戸内市全域とする。

## 4 取組内容・目標・実績

### (1) 計画

取組内容 [令和4年度]	目標 [令和4年度]
<b>【財政的支援】</b> i) 住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii) 木造住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施 <b>【普及啓発等】</b> i) 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組 <ul style="list-style-type: none"><li>市広報紙に耐震診断及び耐震改修等に関する折込みチラシを入れて、瀬戸内市全戸に配布</li></ul> ii) 耐震診断を実施した住宅所有者に耐震改修を促す取組 <ul style="list-style-type: none"><li>耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改修を促進</li><li>耐震診断後一定期間(概ね1年)経過しても耐震改修を行っていない者に対してダイレクトメール又は電話連絡等により、耐震改修を促進</li></ul> iii) 改修事業者の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組 <ul style="list-style-type: none"><li>改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施（県主催）</li><li>県ホームページに耐震改修事業者リストを公表</li></ul> iv) 耐震化の必要性に係る普及啓発 <ul style="list-style-type: none"><li>市広報紙に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を本紙へ記事で掲載し、耐震改修の必要性の周知</li><li>市民図書館もみわ広場においてブース展示の実施</li><li>パンフレットやチラシを作成・配布</li></ul>	<b>■住宅に対する耐震診断</b> 補助戸数：10戸 <b>■住宅に対する耐震改修工事</b> 補助戸数：3戸
	実績 [過去3年間]
	[令和3年度] <b>■住宅に対する耐震診断</b> 補助戸数：13戸 <b>■住宅に対する耐震改修工事</b> 補助戸数：2戸 [令和2年度] <b>■住宅に対する耐震診断</b> 補助戸数：10戸 <b>■住宅に対する耐震改修工事</b> 補助戸数：1戸 [平成31(令和元)年度] <b>■住宅に対する耐震診断</b> 補助戸数：11戸 <b>■住宅に対する耐震改修工事</b> 補助戸数：2戸

### (2) 自己評価

令和5年度に、令和4年度の取組実績を公表し、課題と改善策を検討する。